

「【クレサラ対協】コロナ災害を乗り越える いのちとくらしを守る緊急学習会」

## 特例貸付の相談現場である社会福祉協議会からの報告

2020年5月10日

大津市社会福祉協議会 事務局

### 1) 自己紹介

### 2) 特例貸付の制度（生活福祉資金の中に特例貸付）

チラシ添付

### 3) 全国の現状。滋賀県の状況、大津市社協の様子

- ・全国 92629件 15,682,833,100円、滋賀県 869件 149,710,000円：4月25日まで
- ・大津市内の200件の状況 勤務形態、性別、年齢、金額 添付

### 4) 現状について

現状	大津市社協の対応	備考
人口	34万人 11万世帯	中核市
特例貸付の理念作り	「緊急対策の特例貸し付けと割り切る」 スピード感を持つ	3日目で実施
一日の相談数	平均毎日30件電話と来所。休み明けは60件	月曜日は大変
4月末までの総数	実人数約900名（@30件×28日）	
感染対策	隔日勤務。半分はテレワーク。4月末から大津市役所でクラスター。閉鎖。本会職員も陽性	
本会の職員の感染	訪問の専門員。保健所によると濃厚接触者2名。重度障害者の2週間の間の支援。緊張感	
BCP（業務継続計画）	貸付業務、権利擁護業務、総務	他の業務は休止
職場全体の体制	4月中旬に職員を貸し付け対応に集中させた地域福祉課等（約4名）が小口資金を担当相談支援課（約4名）が総合資金と通常貸付派遣社員（毎日2名）導入。隔日勤務	4月末から
工夫（情報共有）	関西コミュニティワーカー協会有志のグループ 滋賀県内の担当職員のライングループ	15名 15名
工夫（郵送対応）	当初1週間は予約制。2週間先まで埋まり苦情が出た。次の週から郵送方式に切替えた。滋賀初	堺市、寝屋川市を参考
工夫（ズーム活用）	毎日の反省会は顔を見ながら実施中	
工夫（反省会の工夫）	チェックイン、①情報、②プラス事案、③マイナス事案と修正に絞る、チェックアウト	どこでもシート使用。写真共有
工夫（独自の事例）	書き方の事例を作成し、郵便物に挿入	県内外に発信

工夫（連休は速達）	日曜日・連休中は郵便が止まるので速達対応	郵便局に協力要請
感謝の声	早い入金ありがとう。丁寧聞いてくれた	声に元気をもらう

#### 5) 課題について

課題	内容	備考
「焼け石に水」感	失業者、休業者、自営業の方への10万・20万円では、次の月が暮らせない。「総合」を紹介	4月から総合資金の相談が増加
寄り添う数を超えた	日頃は寄り添い支援を実施。相談が日頃の40倍。寄り添うことができない。職員の無力感。	相談員に、罪の意識が芽生える
郵送後の未返信者	855人の相談者へ申請書を郵送。返送は約500。未返送者へ電話ローラー作戦を実施	未返送者が心配
自営業の方のこと	廃業を迷っている方が多い。飲食業、建設業、カメラマン、芸能、音楽、講師他	ギリギリの人達
生活保護制度へのつながりが難しい	本来は、自活できる人。プライドもある。生活保護制度の案内を躊躇してしまう	「プライド」とのジレンマ
一人親家庭の支援が不可欠	母子家庭等の一人親は約2割。現在すでに重度の困窮状態にある	無収入層 食糧支援必要
債務がある世帯	住宅ローン、車ローン、サラ金等の負債を持った世帯が5割以上	債務整理、司法と連携が必要
勤労大学生	バイトで学費と生活費を稼ぐ地方出身の大学生。親に頼ることができない学生の相談	住居確保給付金の対象外か？
外国人労働者	日本語ができない人への支援。郵送、電話対応が難しい人も多い	ローマ字対応
派遣切りの失業者	4月中旬から派遣切りの方の申請が増加	派遣切りが増加
独居者のこと	申請者の約3割は、独居世帯。申請書の文面から、孤立している様子が伝わってくる	うつ、自殺対策が不可欠
大手企業の倒産	県内大手ホテルのロイヤルオークが倒産。200名の正社員が解雇。説明会で特例貸付の説明	相談増加傾向 派遣は3月解雇
給付施策の遅延	市は庁舎閉鎖の影響で6月の郵送予定	苦情電話あり
職員の疲弊	面談対応、感染の不安、先行きの不安	疲れが溜まる
予算のこと	県社協交付の事務費（約400万円）がピンチ 郵送費、人件費（残業、派遣職員）、事務費	今後補填に期待
全国社協、 府県社協の役割	全国の市町社協の混乱と府県社協の役割 日頃の連携が、非常時に先鋭化する	4月30日から 労金窓口の開設

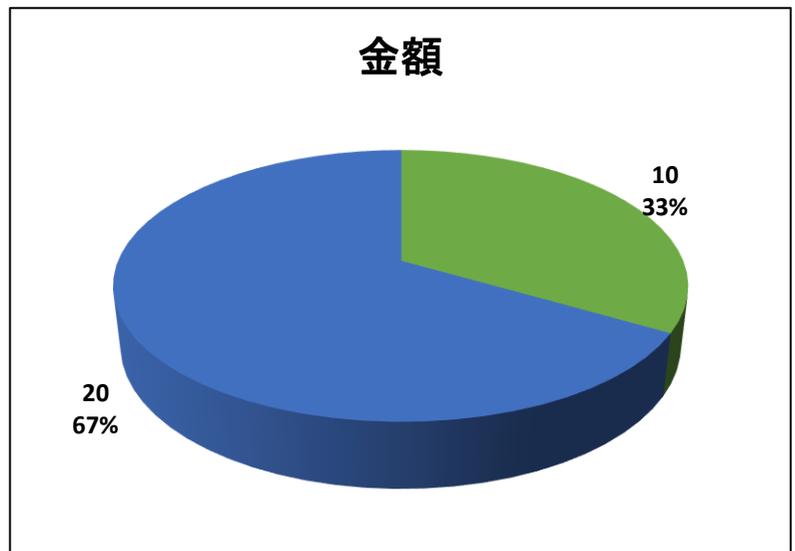
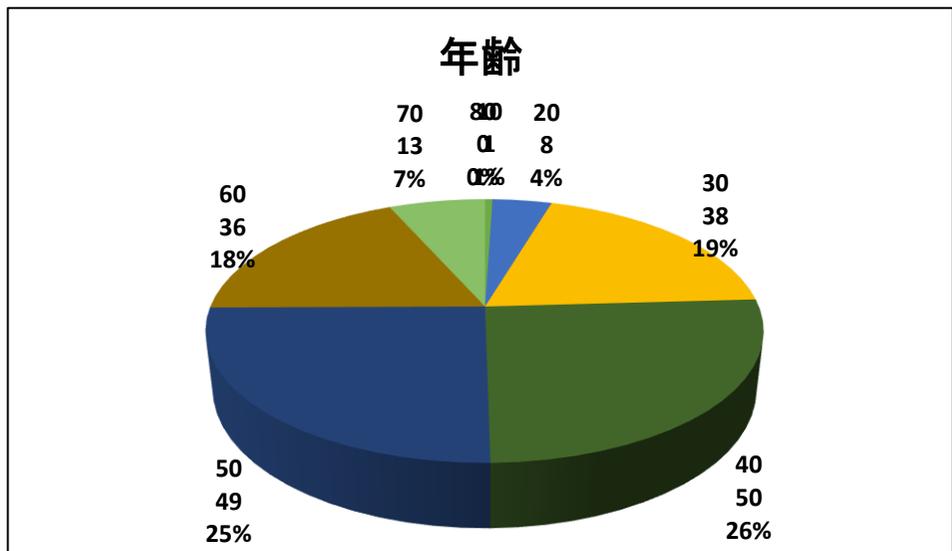
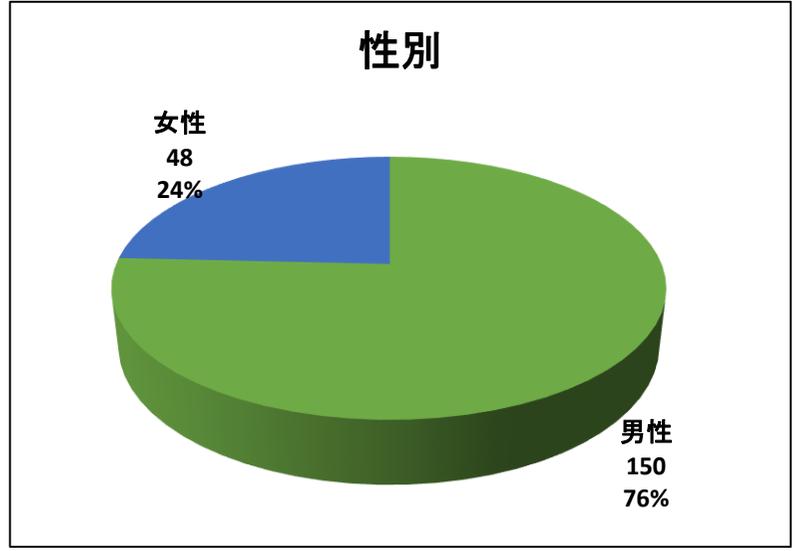
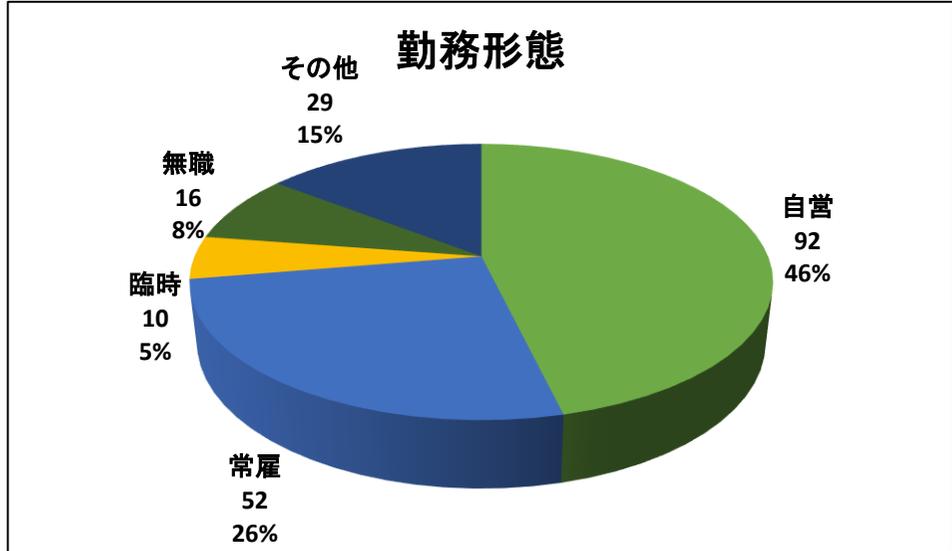
#### 6) 地域福祉の現場からの発信

- ・人と人とが集う以外の方法を模索（地域福祉の復活）

- ・ 大津市民病院応援プロジェクト (より困難な支援者を応援する)
- ・ 全国・県内ネットワークで情報共有 (情報から力を得る。ライン、ZOOM等)
- ・ 県内のフードバンクとの連携 (廃棄される食材を必要な世帯に届ける仕組み)

新型コロナウイルス特例貸付（小口）の利用者の傾向

2020年3月から4月末の200件分 作成：大津市社協 4月29日現在



令和2年度 生活福祉資金 会長専決協議 資料

コロナ特例緊急小口資金 市町別 借入申込・貸付決定状況

(単位：円)

起案日 令和2年4月30日

	令和2年度 貸付状況				05月07日 送金分			
	借入申込		貸付決定		借入申込		貸付決定	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
大津市	410	71,131,000	410	71,131,000	60	10,650,000	60	10,650,000
彦根市	80	12,950,000	80	12,950,000	14	2,200,000	14	2,200,000
長浜市	164	30,670,000	164	30,670,000	38	7,300,000	38	7,300,000
近江八幡市	60	9,900,000	60	9,900,000	0	0	0	0
草津市	69	12,300,000	69	12,300,000	0	0	0	0
守山市	51	8,300,000	51	8,300,000	0	0	0	0
栗東市	38	6,200,000	38	6,200,000	4	800,000	4	800,000
甲賀市	37	6,970,000	37	6,970,000	0	0	0	0
野洲市	37	6,750,000	37	6,750,000	0	0	0	0
湖南市	44	6,300,000	44	6,300,000	1	200,000	1	200,000
高島市	33	5,900,000	33	5,900,000	0	0	0	0
東近江市	78	12,980,000	78	12,980,000	0	0	0	0
米原市	15	2,600,000	15	2,600,000	0	0	0	0
日野町	17	2,900,000	17	2,900,000	0	0	0	0
竜王町	2	400,000	2	400,000	0	0	0	0
愛荘町	18	3,500,000	18	3,500,000	3	600,000	3	600,000
豊郷町	8	1,200,000	8	1,200,000	2	400,000	2	400,000
甲良町	4	800,000	4	800,000	0	0	0	0
多賀町	2	400,000	2	400,000	0	0	0	0
合計	1,167	202,151,000	1,167	202,151,000	122	22,150,000	122	22,150,000

## 新型コロナウイルス感染症を踏まえた

### 生活福祉資金制度による緊急小口貸付等の特例貸付が行われます

新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等が発生しており、これらへの政府の対応として令和2年3月10日に「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」がまとめられ、このなかで、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、都道府県社協を実施主体とする生活福祉資金貸付制度の特例貸付を行うこととなりました。

社会福祉協議会では、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業等によって生活資金の必要な方がたに対して、緊急小口資金等の貸付を実施します。

#### 特例貸付の概要

#### 主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

#### ■ 対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

#### ■ 貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

#### ■ 据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

#### ■ 償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

#### ■ 貸付利子・保証人

無利子・不要

#### ■ 申込先

市区町村社会福祉協議会

## 主に失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

### ■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
  - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

### ■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

### ■償還期限

10年以内

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

### ■申込先

市区町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

[※本貸付に関するQ & Aはこちらからご確認いただけます。](#)

詳細は、各都道府県社協のホームページ又はお近くの市区町村社会福祉協議会にお問合せください。  
[都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページ（リンク集）](#)